

宇治市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 28 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 31 年 2 月 21 日（宇治市監査委員公表第 2 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉こども部 保育支援課
監査期間 平成30年11月1日 ～ 12月21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	支出負担行為を適切な時期に行うよう、職場内で改めて事務手続について指導を図るとともに、事務引継書にも留意点を記載し、周知徹底を行うこととしました。